

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

7 中心市街地新規出店支援資金

1 目的

この資金は、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地内の別に定める対象区域内で新たに事業を営もうとする者又は企業の維持発展のため同区域内への店舗等の移転・出店に事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象区域の範囲

対象区域の範囲は、「旭川市中心市街地活性化基本計画」で定める中心市街地区域とする。（別図参照）

3 融資対象

融資対象は、次のとおりとする。

企 業 規 模	共通要領第2条に掲げるものとする。
事 業 実 績 等	次のいずれかに該当する者 〔新規創業〕 (1) 対象区域で、事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始する者又は共通要領第4条第1項第4号に掲げるもので、新たに会社を設立し事業を開始する者（事業開始後1年を経過していない者を含む。） (2) 共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるもので、分社化により対象区域で新分野に進出する企業（分社後1年を経過していない者を含む。） 〔既存企業〕 (3) 共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるもので、対象区域内に店舗等を新規出店又は対象区域外から区域内に移転する企業（区域内での移転は除く。）
対 象 業 種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるもののうち、次の業種を営むものとする。 (1) 小売業（「無店舗小売業」を除く） (2) 飲食店（食事の提供を主とするもの） (3) その他中心市街地の賑わい創出に寄与するものと認められるもの

4 資金使途

資金使途は、運転資金及び設備資金（設備資金については、原則として、融資あっせん申込の時点で工事等施工前のものに限る。）とし、その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 店舗等の開設、機械・器具・什器・備品等の購入のために必要な設備資金
- (2) 商品・原材料の仕入れ、人件費、諸経費等の支払のために必要な運転資金

5 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

貸 付 限 度 額	(運)・(設) 合わせて4,000万円
貸 付 期 間	10年以内
据 置 期 間	1年以内
貸 付 利 率	固 定 金 利 5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%
担 保 ・ 保 証 人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

※ (運)：運転資金，(設)：設備資金

6 自己資金

新規開業に必要な資金のうち、原則として総所要額の1割は自己資金を用意すること。自己資金が総所要額の1割未満の場合は、金融機関が融資を実行することの申出書（参考様式第2号）を添付するものとする。

7 申込手続

- (1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。
- (2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告 書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許認可を要する 業種の場合	所在地の見取図	その他必要な書類 (必要に応じて他の資料を求める 場合あり)
○ (3か月以内のもの)	○ (既存企業 の場合には 原則2期 分)	○ ○ ○	○ ○	○	○	[新規創業] ・個別様式第7-1号, 第7-2号及び第7-3号 ・個人の場合は個人事業の開業届出書の写し ※自己資金が総所要額の1割未満の場合は, 金融機関が融資を実行することの申出書 (参考様式第2号) ※分社化の場合は, 本体会社の事業実績 (決算書・事業計画書等) の説明資料 [既存企業] ・個別様式第7-4号, 第7-5号及び第7-6号

8 利子補給

市は、この資金を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

9 信用保証料補助

市は、この資金を信用保証協会の保証付きで借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金信用保証料補助金交付要領に基づき、予算の範囲内で信用保証料を補助することができる。

10 貸付け及び関係書類の保管

- あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。
- 取扱金融機関は、この資金で貸付けをしたものについて、関係書類に「市中心」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

11 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】 中心市街地新規出店支援資金

1 新規の開業

新規の開業については、具体的な事業計画を持っており、申込後2か月程度以内に開業することが見込まれるものであること。

2 資格、許認可

あっせん申込み時において事業実施に必要な許認可等の申請手続きが未了（手続中である場合を含む。）である場合は、当該許認可証等（個人事業の開業届出書を含む。）の交付又は届出後、速やかにその写しを市へ提出すること。

3 あっせん申込書に添付する調書

- 新規創業又は分社化の場合は、個別様式第7-1号, 7-2号, 7-3号を添付すること。
- 既存企業が対象区域内に店舗等を新規出店する場合又は、対象区域外から区域内に移転する場合は、個別様式第7-4号, 7-5号, 7-6号を添付すること。

